

## 資料－１１ 利用料金の設定について

### １．基本料金の設定について

- (1) ホールA、ホールB、ギャラリー及び活動室の基本料金を事業者において適宜設定し提案する。なお、その上限は以下の基準額にホール席数又は諸室面積を掛けた金額とする。ただし、この基準額には冷暖房費を含む。

#### ①ホールA及びホールB

| 区分       | 基準額    |
|----------|--------|
| 1席あたり1時間 | 10.48円 |

※例：ホールAを1,200席とし午前の時間区分（3時間）利用する場合  
 $1,200 \text{席} \times 10.48 \text{円} \times 3 \text{時間} = 37,728 \text{円}$  が上限額

#### ②ギャラリー

| 区分      | 基準額    |
|---------|--------|
| 1㎡あたり1日 | 72.36円 |

※例：ギャラリーを150㎡とし、1日利用する場合  
 $150 \text{㎡} \times 72.36 \text{円} = 10,854 \text{円}$  が上限額

#### ③活動室

| 区分       | 基準額    |
|----------|--------|
| 1㎡あたり1時間 | 11.13円 |

※例：活動室を70㎡とし午前の時間区分（3時間）利用する場合  
 $70 \text{㎡} \times 11.13 \text{円} \times 3 \text{時間} = 2,337 \text{円}$  が上限額

- (2) 夜間の利用時間区分（午後6時から午後10時まで）について、基本料金の設定するにあたっての上限額は、基準額を1.25倍した額により算出する。

### ２．その他料金設定について

- (1) 土日祝日の利用について、加算額を設定することができる。なお、その加

算額は基本料金の25%を上限に事業者提案による。

- (2) ホールA、ホールBについて、入場料を徴収する催事で利用する場合は、入場料の額に応じた加算額を適宜設定する。なお、その加算額は事業者提案による。
- (3) ギャラリー、多目的室について、入場料を徴収する催事で利用する場合の加算額を適宜設定する。なお、その加算額は事業者提案による。
- (4) 商品の宣伝、展示、販売等営利の目的をもって使用する場合の加算額を適宜設定する。なお、その加算額は事業者提案による。
- (5) ホールA、ホールB及びギャラリーについて、苫小牧市以外に住所又は事務所を有するものが使用する場合の利用料金は、100%を加算する。
- (6) ホールAについて、中ホールの利用の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案による。
- (7) ホールA及びホールBについて、準備又は練習のために利用する場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案による。
- (8) ホールA及びホールBについて、準備のために舞台のみを利用する場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案による。
- (9) 全ての諸室について、時間を超過して使用する場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案とする。
- (10) 附属設備、備品の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は全て事業者の提案による。
- (11) 施設利用料金と付属備品利用料金をセットするなど、施設の有効利用、利用促進、利便性向上等を考慮した金額を適宜設定する。なお、その料金は全て事業者の提案による。
- (12) エントランス、コラボ等のスペースを、展示、イベント等に利用する場合は、その場所、面積、利用方法などを定め、利用料金を設定する。なお、その料金は全て事業者の提案による。
- (13) 駐車場の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案による。ただし、施設利用者は原則無料とする。
- (14) オープンスペース等の広場を設置する場合に、施設利用者が利用する場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案による。

(15) 市は、苫小牧市民会館、苫小牧市文化会館及び苫小牧市労働福祉センターの現在の減免の基準と新たに設定する利用料金等を踏まえ、減免に係る基準を別途定める。